

墨田区立校外学園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（使用料）</p> <p>第8条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、1人1泊につき、<u>880円</u>の範囲内で教育委員会が定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、使用者のうち区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、同項の教育委員会が定める額に当該額の5割相当額を加えた額とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、区立学校が宿泊校外学習を行うために使用する場合の使用料は、無料とする。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第8条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、1人1泊につき、<u>800円</u>の範囲内で教育委員会が定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、区立学校が宿泊校外学習を行うために使用する場合の使用料は、無料とする。</u></p>

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。